

広報 ただみ おんらせぽん

第 2 1 5 7 - 1 号
平成 3 0 年 1 0 月 5 日
発行：只 見 町
編集：地 域 創 生 課
広 報 広 聴 係
http://www.tadami.gr.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



ブナリン イワッペ アカショウちゃん

福島県の最低賃金が 変わります

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の全ての労働者に適用され、使用者はその金額以上を支払わなければなりません。

詳しくは、福島労働局労働基準部賃金室（Tel 024・536・4604）又は各労働基準監督署へお問い合わせください。

○施行日 10月1日（月）
○最低賃金 時間額772円（現在の時間額748円から24円引き上げ）
○その他 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
・精皆勤、通勤、家族手当
・時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
・臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

〈観光商工課〉

福島で妊娠・出産された方へ 県民健康調査のお知らせ

「妊産婦に関する調査」

福島県立医科大学では福島県の委託を受け、県民健康調査の一環として「妊産婦に関する調査」を行ってまいります。妊産婦の皆さまの心や身体の健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供すると共に、今後の県内の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的として実施しています。

平成30年度調査対象の方は、左記になります。調査へのご協力をお願いいたします。

なお、過去の調査結果は、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターのホームページ「妊産婦に関する調査」に掲載しておりますのでご覧ください。

【平成30年度調査のご案内】
○時期 平成30年11月頃
○対象者
①平成29年8月1日～平成30年7月31日までに福島県内の

市町村から母子健康手帳を交付された方。
②上記期間に福島県外で母子健康手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産された方。

※対象となる①の方には福島県各市町村の母子健康手帳の交付資料に基づいて調査票をお送りします。

※②の方へは、県内参加医療機関を通じて本調査へのご協力をお願いいたします。また、左記の専用ダイヤルへ連絡をいただければ調査票をお送りいたします。

○問合せ先
福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター
妊産婦専用ダイヤル
（Tel 024・549・5180）
（平日午前9時～午後5時）
〈保健福祉課〉



- 今週の行事 -
10日（水） すくすく教室（保健福祉センター）10：00～11：00

献血へのご協力ありがとうございました

去る9月27～28日に実施しました献血にご協力いただいた方は57名でした。皆さまのご協力ありがとうございました。来年度もご協力をお願いします。

○秋の献血実施状況

実施日	受付	200ml	400ml	献血者合計
9月27日（木）	24	7	14	21
9月28日（金）	36	0	36	36
合計	60	7	50	57

〈保健福祉課〉

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（Tel 82-5240）へお問合せください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
松沢 健	【正社員以外】 農作業（トマトの収穫） 雇用期間の定めあり 4ヵ月未満（臨時）	時給 800円～	只見町大字二軒在家字畑田5 電話：090-8455-2893	5:00～9:00	労災	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
株式会社 コスモメディカルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護員 雇用期間の定めなし	月額 156,100～ 192,900円	只見町大字只見字原707-1 電話：82-5006 就業場所：桜の丘みらい	交代制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌10:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
特別養護老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員 雇用期間の定めあり 4ヵ月以上（臨時）	月額 148,900～ 181,100円	只見町大字長浜字久保田11 電話：84-7110	交代制あり ①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③12:00～21:00 ④21:00～翌8:00 （夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
特別養護老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 介護員 雇用期間の定めあり 4ヵ月以上（臨時）	日額 6,590～ 8,120円	只見町大字長浜字久保田1 電話：84-7550	交代制あり ①9:00～18:00 （※パート勤務可） （※勤務時間等要相談）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
株式会社社会津工場	【正社員】 輸送用機械器具 製造業 雇用期間の定めなし	月額 148,190～ 249,690円	只見町大字二軒在家字上タモ721-1 電話：86-2553	交代制あり ①8:00～17:10 ②4:50～13:50 ③13:00～22:00 ④20:20～翌5:20	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
	【正社員以外】 検査作業員 雇用期間：要相談	時給 1,000円～				
社会福祉法人南陽会 こまどり荘	【正社員以外】 グループホームの 世話人 雇用期間の定めあり 4ヵ月以上（臨時）	月額 130,600～ 174,200円	南会津町長野字上ノ山3417-2 電話：0241-62-5088 就業場所：こまどり荘 （只見町大字長浜字久保田17） 電話：72-8338	交代制なし ①6:00～9:30 17:00～20:30 （※勤務時間等応相談）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
株式会社 四季の郷湯らり	【正社員】 厨房 雇用期間の定めなし	月額 200,000円～	只見町大字長浜字上平50 電話：84-2888	交代制あり ①6:00～11:00 17:00～20:00 ②10:00～15:00 17:00～20:00	雇用 労災 健康 厚生	調理師 普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
有限会社 セイワ電子	【正社員】 光学機器組立工 雇用期間の定めなし	日額 6,700円～	只見町大字榎戸字榎59-2 電話：82-2368	8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	特になし
	【正社員】 カフェ従業員 雇用期間の定めなし	日額 6,400円～				
只見町商工会	【正社員以外】 タクシーオペレーター （電話受付対応） 雇用期間の定めなし	時給 800円	只見町大字只見字宮前1308 電話：82-2380	交代制あり ①7:00～12:00 ②12:00～16:30	雇用 労災	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）

〈観光商工課〉

福島県知事選挙

只見町にいない方は
不在者投票により
投票できます

10月12日(金)から27日(土)までの期日前投票期間及び10月28日(日)の投票日に町外に外出滞りなどしている方であって、次の不在者投票ができる要件のすべてに当てはまる方は、福島県知事選挙を滞在先の市区町村で投票する不在者投票ができます。

○不在者投票ができる要件

- ・只見町の選挙人名簿に登録されている方
- ・投票日(10月28日(日))に投票所に行けない方
- ・期日前投票の期間(10月12日(金)～同月27日(土))に期日前投票所に行けない方
- 不在者投票の手続き

①投票用紙を請求する
あらかじめ、「不在者投票請求書」(只見町選挙管理委員会にあります)に必要事項を記入し、只見町選挙管理委員会

に郵送(メールやファックスでは、できません)してください。

②投票用紙を受け取る

只見町選挙管理委員会より投票用紙などが送付されますので、受け取ってください。

※不在者投票証明書の入った封筒は、絶対に開封しないでください。

※自宅などで投票用紙に記載しないでください。

③滞在先の市区町村選挙管理委員会へ投票する

②で受け取った投票用紙などを滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票してください。

※記載した投票用紙を只見町選挙管理委員会に送付しなければならぬため、余裕をもって早めの投票をお願いいたします。

○問合せ先 選挙管理委員会

(Tel 82・5130)
〈選挙管理委員会〉

福島県知事選挙

指定病院等に入院している方は不在者投票
票ができます

病気などで不在者投票のできる指定病院などに入院されている方は、その病院で不在者投票ができます。病院長などに申し出ることによって、本人に代わって投票用紙などの交付請求の手続きを行います。

不在者投票のできる指定病院などであるかは、その施設にご確認ください。

※入院のつき添いの方は、指定病院などで不在者投票をすることができません。期日前投票期間又は投票日に只見町で投票することができない場合は、只見町選挙管理委員会に投票用紙などを請求することにより、滞在先の選挙管理委員会へ不在者投票をすることができません。

〈選挙管理委員会〉

福島県知事選挙

郵便による
不在者投票(在宅投票)
ができます

郵便による不在者投票(在宅投票)は、身体に重度の障がいのある選挙人のために設けられた制度です。

次の方で郵便による不在者投票を希望される場合は、事前に申請が必要となりますので、選挙管理委員会(Tel 82・5130)までご連絡ください。

○該当する方

身体障害者手帳に、両下肢などの障害1級又は2級、心臓などの内部機能障害の1級又は3級、免疫障害の1級から3級、介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5と記載されている方

○代理記載に該当する方

右記に該当した上で身体障害者手帳に、上肢又は視覚障害1級と記載されている方

〈選挙管理委員会〉

後期高齢者医療

歯科口腔健康診査を
実施します

後期高齢者医療保険では、次の内容により歯科口腔健康診査を実施しています。対象者へは5月下旬に案内状兼受診券を送付しておりますので、まだ受診されていない方は、この機会に歯科健診を受診しましょう。

○対象者

福島県後期高齢者医療被保険者で、昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方

○実施期間

11月30日(金)まで

○実施場所

実施登録された医療機関
(受診券に同封の「実施登録医療機関一覧」をご覧ください。
町内では、赤塚歯科医院で受診できます。)

○その他

- ・健診費用は無料です。
- ・期間中1度限りの受診となります。
- ・受診の際は、事前に医療機関

へ予約してください。
受診券を紛失された方は、福島県後期高齢者医療広域連合(Tel 024・528・9024)へ連絡してください。
〈保健福祉課〉

米・食味分析鑑定
コンクールが
開催されます

毎年米・食味鑑定士協会主催で、米・食味分析鑑定コンクールが開催され、本年も開催されます。このコンクールはその年の米を食味計などにより米の成分などが数値化されます。上位の食味値などを出された場合、官能検査にて審査されます。

毎年全国より多くの出品があり、その結果を基に米販売に繋げるなどの取組みをされている農家が多くあります。

今年の申込み期限などは次のとおりですが、詳細な内容はインターネットで「米・食味鑑定士協会」で検索いただくか、農林建設課又は朝日・明和振興センターにパン

安全な農作業に
ご協力をお願いします

収穫期を迎え、コンバインなど農作業機械の利用が増える時期となりました。機械などを使用する際には、安全な運行に気を配り事故の無いようにご注意ください。

また、道路に泥などを落としたりまますと、歩行者や自転車が避けて車道にはみ出すなど、思わぬ事故が起きる場合もありますので、道路に落ちた泥は、必ず片付けるなどのご協力をお願いします。

〈農林建設課〉

只見ダム作業放流
実施のお知らせ

只見ダム設備更新等作業のため、次のとおり只見ダムの作業放流を実施します。

作業期間中は河川の水が増減しますのでご注意ください。

○期間

- ・10月6日(土)午前9時～
- ・10月15日(月)午前10時～
- ・10月23日(火)午前9時～午後5時

※作業期間中の放流警報は次のとおりです。

○作業放流期間中に放流量が増加する場合

- ・警報サイレンの吹鳴
- ・音声放送×3回
- ・1分吹鳴×2回
- 降雨出水により
- ・ダム放流を増加する場合
- ・サイレン吹鳴 1分間×5回
- ・音声放送×3回

〈町民生活課〉



ブナリン



イワっぺ



アショウちゃん

只見の素材を活かす 人材育成公開講座

開催のお知らせ

教育委員会では、人材育成ダイヤモンドプランの第10期講座を開講しています。

第3回・第4回の講座では、建築・コミュニティ事業・クラウドファンディングでの起業家育成などを実践している講師をお招きし、ワークショップを行います。公開講座ですので、どなたでも参加できます。

- 第3回 10月8日(月・祝) 午後1時～午後3時
- 第4回 11月10日(土) 午後1時～午後3時

○ ところ 只見振興センター 集会室

○ テーマ 「地方だから、まちだから出来る、新たな挑戦」

- 内容 ①「あなたが起こすアクションを発見、工夫、発明しよう」ワークショップ

②「想いがカタチになる体験をする」ワークショップ

○ 講師 井上貴仁氏(建築家)

○ 問合せ先 教育委員会生涯学習係

〈TEL 82・5320〉
〈教育委員会〉

指定管理者の募集

ただみ養魚場の指定 管理者を募集します

平成31年度から「ただみ養魚場」の指定管理者となる事業者及び団体を募集します。

申請書及び申請に必要な書類や詳細については農林建設課農林係にお問い合わせください。

- 業務内容 淡水魚の養殖販売
- 施設の管理運営全般 など

○ 指定期間 平成31年4月1日～

平成36年3月31日(予定)

○ 募集期間 10月12日(金)まで

○ 問合せ先 農林建設課農林係
(TEL 82・5230)

〈農林建設課〉

町営住宅入居者募集のお知らせ

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

○募集する団地名・構造

団地名	構造	住所
沖下団地 1号棟5号室	簡易耐火構造2階建 約45㎡	只見字沖1469-2
沖下団地 2号棟9号室		

○申込期間 10月19日(金)正午まで町民生活課必着

○入居資格

- ①現に住居に困窮していることが明らかなもの。
- ②暴力団員でないもの。
- ③町税などに滞納がない者

○その他

- ・申込み用紙及び申込み時に必要な書類などの説明資料は、役場町民生活課及び朝日・明和振興センターにあります。
- ・応募多数の場合は抽選により入居者の選考を行います。
- ・詳しい内容については町民生活課までご連絡ください。(TEL 82-5100)

〈町民生活課〉

環境放射線モニタリング検査結果のお知らせ

南会津管内では、下郷町、只見町のすべての野生きのこが出荷制限となっておりましたが、3月29日付けで只見町のナメコ、ムキタケ、クリタケ及びマイタケの出荷制限が解除されました。

出荷、販売に際しては、必ず産地を確認し、出荷制限品目を受け入れないようにしてください。

販売にあたっては、正確な採取箇所を採取者に確認し、最新の県の緊急時環境放射線モニタリング検査により、販売に問題がないことを確認してから販売をするようにしてください(県以外の検査結果を参考としないでください)。過去の検査の結果では問題が無かった箇所でも、今シーズンの検査の前に出荷・販売することはできません。

野生きのこの初期発生に速やかに検査を実施するため、モニタリング検査のための検体の提供にご協力をお願いします。

自家消費用については、各市町村で放射性物質の検査を行っていますので、お問合せください。

○出荷・販売できる品目名と地区名

品目名	只見地区	朝日地区	明和地区
マイタケ	全域	大字黒谷	大字布沢
クリタケ	—	—	—
ムキタケ	—	—	—
ナメコ	—	—	—
アケビ	只見町全域		
クルミ	只見町全域		
トチノミ	只見町全域		

※モニタリングの対象品目のうち、大字名などの記載がある箇所採取された品目のみ出荷・販売することができます。

○問合せ先

福島県南会津農林事務所 森林林業部 林業課 (TEL 0241-62-5375)

福島県ホームページアドレス (ふくしま新発売 <https://www.new-fukushima.jp/>)

農林建設課農林係 (TEL 82-5230)

〈農林建設課〉

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

パソコンメーカーが回収し、再資源化します。

回収の申し込みは、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。(ホームページからの申し込みもできます)

自治体・販売店等での回収・申し込みの受付は行っていません。

PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金を負担いただきます。

詳細は...

PC3R

検索

回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど)は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

一般社団法人
パソコン3R推進協会
<http://www.pc3r.jp/>
TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091



対象機器:
デスクトップパソコン本体
ノートブックパソコン
CRTディスプレイ
CRTディスプレイ一体型パソコン
液晶ディスプレイ
液晶ディスプレイ一体型パソコン

みんなの伝言板

◆味付マトンケバブカフェより「若者カフェ」を開催します

味付マトンケバブカフェでは次のとおり、夢・希望・理想をテーマに「若者カフェ」を実施します。夢・希望・理想の話をするのが苦手な方でも大歓迎ですので、ぜひお越しください。

- と き 10月11日(木)午後7時～
- と ころ 味付マトンケバブカフェ
- テ ー マ 「夢とか希望とか理想の話をしよう」
- 参 加 費 無料
- 問 合 せ 先 目黒道人 (Tel090-6682-0141)

◆日赤奉仕団ともしび会より「只見町文化祭バザー品物提供」のお願い

日赤奉仕団ともしび会では、「只見町文化祭・日赤バザー」に町民の皆さまから品物をご提供していただきたくお願いします。

収益金は、国内外の被災者救済の義援金として、日本赤十字社を通じて確実に被災者のもとへ届けられます。品物のご提供とバザーの売り上げにも、併せてご協力をお願いします。なお、収益金の一部を今後の赤十字奉仕団活動資金として、使用させていただきます。

- 只見町文化祭
 - ・と き 11月3日(土・祝)
 - ・と ころ 只見振興センター(文化祭会場)
- 連絡先(届け先)
 - ・只 見 五十嵐聡江 (Tel82-2859)
 - ・只 見 藤田 信子 (Tel82-2417)
 - ・朝 日 栗木理恵子 (Tel84-2772)
 - ・明 和 矢沢 克子 (Tel86-2190)

○提供していただくもの

せともの、器物、鍋物、衣類(クリーニング可)、日用品の新品、コーヒー、お茶、缶詰など可、個人名が入った物をご遠慮願います。

※提供いただける方は、10月30日(火)までに各地区の連絡先の方に届けてください。

◆県庁総務部税務課より「不正軽油撲滅強化月間」のお知らせ

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染や不法投棄の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団などの資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

- 問合せ先
 - ・県庁総務部税務課 (Tel024-521-7205) (Fax024-521-7905)
 - e-mail: zeimu@pref.fukushima.lg.jp
 - ・南会津地方振興局県税部 (Tel0241-62-5214) (Fax0241-62-5219)
 - e-mail: minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

第48回 只見町文化祭 作品・物産即売コーナー出店者 大募集!

皆さんご自慢の作品を募集します。奮ってご出品ください。

文化祭開催日 **11月3日(土・祝)**

開催場所 **只見振興センター**

～作 品 募 集～

作品募集期間 **10月9日(火)～26日(金)まで**

作品の届け先 **教育委員会、3地区の振興センター窓口**

- 芸術作品 書・絵画・版画・彫刻・写真など
- 文芸作品 短歌・俳句などの文芸作品
- 手芸・工芸 押し花・ねんど細工・パッチワーク・刺繍など

※コンクールは実施しませんのでご了承ください。

【応募の際の注意】

- ※ 応募締め切り日(10月26日)は厳守してください。締め切り日に間に合わない場合は、文化祭実行委員会事務局までご相談ください。
- ※ 雅号等で作品を出展される方は、作品返却に支障をきたす恐れがありますので、忘れず本名、住所を記載してください。
- ※ 出品票については、教育委員会及び3地区の振興センターにあります。

★お問い合わせ先★

只見町文化祭実行委員会事務局
(只見町教育委員会 生涯学習係内)
☎82-5320

各集落で取り組んだ作品など、大きさは問いませんので、ぜひ、多くの作品の出展をお願いいたします!

～物産即売コーナーの出店募集～

下記のとおり、募集いたしますので、出店を希望の方は出店申込書を教育委員会へ提出してください。

【日 時】 11月3日(土・祝) 9:30～16:00

【コーナー会場】 只見振興センター周辺駐車場

【出店料】 1店舗 2,000円

【申込み締切り】 10月15日(月)まで(FAX可)



文化祭出店申込書

文化祭実行委員会事務局 行
(FAX82-2337)

平成30年10月 日

下記のとおり申し込みます。

業者名 代表者名 連絡先	
出店内容 (販売するもの全て記入)	
電気の必要量	約 kW
その他	(机、いす等の数量)